

## 退職手当審査会規則の制定内容

### 1 審査会の設置目的

管理者の諮問に応じ、退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、改正後退職手当支給条例第 33 条の規定により設置されるもの

### 2 組 織

- (1) 委 員 学識経験者 3 人(非常勤特別職)
- (2) 任 期 4 年

### 3 調査審議

退職手当の支給制限等の処分について調査審議するに当たり、当該処分を受けるべき者である退職者、その遺族又は相続人から申立てがあった場合に与える口頭で意見を述べる機会について、その手続規定を定めました。

- (1) 処分を受けるべき者に対する口頭で意見を述べる意思の有無の確認及びその機会の付与について  
関係条項 規則第 10 条から第 13 条まで  
別記様式第 1 号
- (2) 処分を受けるべき者等による代理人の選任又は解任について  
て  
関係条項 規則第 14 条及び第 15 条  
別記様式第 2 号及び第 3 号
- (3) 処分に利害関係を有すると認められる者が口頭で意見を述べる機会に参加する場合について  
関係条項 規則第 15 条及び第 16 条  
別記様式第 4 号
- (4) 処分を受けるべき者などが口頭で意見を述べる機会に補佐人とともに出頭する場合について

関係条項 規則第 20 条及び第 21 条  
別記様式第 5 号

- (5) 処分を受けるべき者などが口頭で意見を述べる機会に出頭する代わりに陳述書等を提出する場合について

関係条項 規則第 24 条  
別記様式第 6 号

#### 4 施行日

平成 22 年 3 月 1 日